旅　費　規　程

〇制　定　平成２５年5月28日理事会

〇改　正　平成２７年３月２７日理事会

〇改　正　令和２年６月５日理事会

社会福祉法人　大川市福祉会

社会福祉法人大川市福祉会　旅費規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人大川市福祉会（以下「本会」という。）の役職員等に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給範囲）

第２条　支給対象者は、本会の役員及び職員並びに本会の業務により旅行を依頼した者（以下「旅行者」という。）とする。

（旅行命令等）

第３条　旅行は、理事長又は理事長から委任を受けた者の発する旅行命令又は旅行依頼によって行わなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第４条　旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合は、あらかじめ旅行命令等の変更を申請しなければならない。

２　旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更を申請するいとまがない場合は、旅行後すみやかに旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

（旅費の種類）

第５条　職員等が旅行命令により旅行した場合には、当該職員等に対して旅費を支給する。

２　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、車賃、日当、宿泊料とする。

（旅費の計算）

第６条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

２　利用者がレクレーション等の行事の一環として、旅行する場合に随行していく職員の旅費（日当は除く）については、利用者の旅行費用と同額で旅行できる場合については利用者にかかる旅行費用額とする。

３　旅費の額については、別表「旅費支給額表」に基づくものとする。

（急行料金等の支給）

第７条　鉄道賃の急行料金等については、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道５０キロメートル以上の場合は急行料金を、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道１００キロメートル以上の場合は特別急行座席指定料金を、新幹線を利用できる区間の場合は新幹線の特別急行座席指定料金を支給する。

（旅費支給の特例）

第８条　旅行者が旅行するにあたり、他の団体又は機関より旅費の給付を受ける場合は、その給付額相当額を旅費支給額から差し引くものとする。

２　海外に旅行を命ぜられた者に対する旅費額は、その都度、あらかじめ理事長の承認を得て計算する旅費額とする。

（実施規定）

第９条　この規程に規定するもののほか、実施にあたっての細部についての必要な事項は、法人理事長が別に定める。

（改廃）

第１０条　この規程の改廃は、法人理事会の議決により行う。

附　則

１　この規程は、平成２５年６月１日から施行する。

２　社会福祉法人大川市福祉会旅費規程（平成５年４月１日施行）は廃止する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年７月１日から施行する。

改正後

別表

旅費支給額表

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">日　当
（１日につき）</td><td>宿泊料
（１夜につき）</td><td>鉄道賃、船賃、
航空賃
バス賃、車賃</td></tr>
<tr><td rowspan="2">役　員</td><td>宿泊を伴う
場合</td><td>円
1,300</td><td>円
１０，９００</td><td rowspan="4">実費</td></tr>
<tr><td>宿泊を伴わ
ない場合</td><td>円
200</td></tr>
<tr><td rowspan="2">職　員</td><td>宿泊を伴う
場合</td><td>円
1,300</td><td>円
１０，９００</td></tr>
<tr><td>宿泊を伴わ
ない場合</td><td>円
200</td></tr>
<tr><td>摘
要</td><td colspan="4">１　宿泊先及び宿泊料の指定を受けた場合、本表の宿泊料を上回るときは、指定を受けた額に達するまで宿泊料を増額し、指定を受けた額が本表に定める宿泊料に満たない場合は、指定された宿泊料を支給するものとする。

２　次の場合、日当は支給しない。
(1) 市内の旅行
(2) 事業実施区域内の旅行
(3) 理事長が別に定める区域内の旅行

３　旅行において、同一地内の滞在日数が 10 日を超える場合の日当・宿泊料は、その超える日数について定額の 10 分の 1 に相当する額を、それぞれの定額から減じた額とする。

４　公用車を利用して旅行する場合の旅費は支給しない。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、日当を支給する。</td></tr>
</table>